

<目次>

- 第7回通常総会ならびに記念企画の日程ご案内
- 2010年度公表事案報告
- カーチス（中古自動車販売業者）約款是正の報告
- 三井ホームエステート差止請求訴訟 第5回期日のご案内（再掲）

第7回通常総会ならびに記念企画の日程ご案内

当機構の第7回通常総会ならびに記念企画の日程について、下記のように確定いたしましたのでご案内申し上げます。正式には、議題ならびに企画確定後に、5月半ばにご案内を差し上げるようにいたしますが、日時・会場についてお知らせいたしますので、ご予約くださいますようお願い申し上げます。（時間は、30分程度前後する可能性があります。）

第7回 通常総会

日時 2011年6月11日（土）13時～14時15分（予定）

会場 主婦会館プラザエフ 地下2階 クラルテ

記念企画 集団的消費者被害救済制度のあり方に関するシンポジウム（予定）

日時 2011年6月11日（土）14時30分～17時（予定）

2010年度 公表事案報告

会員の皆様の活動参加ならびにご支援のおかげをもちまして、2010年4月から2011年3月までの間で、約款・勧誘行為等の是正の取り組みに関して11件をホームページで公表することができました。ありがとうございます。

このうち、消費者契約法に基づく差止請求訴訟の案件は1件(⑤三井ホームエステートの事案)、消費者契約法に基づく裁判外の申入れ事案は7件、景品表示法に基づく裁判外の申入れ事案は1件、その他の申入れ事案は2件です。概要については、下表のとおりです。それぞれの詳細については、消費者機構日本のホームページ(<http://www.coj.gr.jp/>)でご確認ください。

	事業者名 (業種)	公表年月日	申入れ等の概要	経過
①	宇都宮美容専門学校(専門学校)	2010/8/31	「授業料等の不返還条項の改善」を申入れた。(消費者契約法9条1号)	ホームページの不返還条項の是正が行われ、募集要項等の是正は2011年度から行う旨の回答を受け協議終了、公表。

	事業者名 (業種)	公表年月日	申入れ等の概要	経過
②	フェニックス(中古自動車販売業)	2010/8/31	「顧客都合による売買契約キャンセル時の違約金条項の是正」「走行不明車におけるメーター改ざん等が立証された場合に当該事業者の責任を免責とする条項の削除」等を申入れた。(消費者契約法9条1号、同法8条1項5号、同法10条)	当該条項の是正等が行われたことをもって協議を終了し、公表。
③	三井ホームエステート(不動産賃貸事業者)	2010/9/6	「貸室の損傷原因が不明確な場合等の修繕費用の全部又は一部を借主に負担させる条項」「更新時には更新の種類を問わず更新料を借主に支払わせる条項」等の削除を求め、差止請求訴訟を提起した。(消費者契約法10条)	現在、東京地方裁判所民事部において係争中。
④	ソフトバンクモバイル(携帯電話事業者)	2010/9/28	親権者が未成年者の携帯電話利用契約時に提出する親権者同意書の下記①②の同意条項の是正を申入れた。 ①未成年者は自由に料金プラン等の契約変更等ができる。②親権者であっても未成年者の承諾なしに契約変更できない。	②は削除された。①は是正されなかったが、協議の進展は見込まれないことから、協議を終了し、公表。
⑤	リアルネットワークス(ソフト販売事業者)	2010/10/1	インターネットからソフトを購入する際の「注文の確認画面」の料金を「0円」から「月額945円」表示への是正申入れた。(消費者契約法4条1項1号)	当該表示の是正が行われたことをもって協議を終了し、公表。
⑥	シンエイ・シンエイエステート(不動産賃貸事業者)	2010/10/5	「家賃等を滞納した場合の督促手数料条項」「契約期間満了後に延長更新を選択した場合の延長更新料条項」「解約日までに明渡しを行わなかった場合に直ちに明渡しを執行できる条項」等の削除を申入れた。(消費者契約法10条等)	当機構の申入れ趣旨をふまえ、改定された賃貸借契約書等の提示を受けた。改善された部分について中間的に公表。現在、同契約書等の残された問題について検討中。
⑦	イー・モバイル(通信事業者)	2010/10/29	通信契約とパソコンのセット販売時に、パソコンを無料または格安で購入できるという事実のみを告知し、通信契約を中途解約した場合に、契約解除料が発生する旨の不利益事実を告知しない勧誘は、消費者契約法4条2項に該当するので、その是正を申入れ。	勧誘時の説明内容を確認。申込書も順次是正。販売員への研修等の実施も行っている。との回答を得、一旦協議を終了することとし、公表。
⑧	コジマ(家電量販店)	2010/10/29	広告において、パソコンを格安で購入できるとの利益のみが表示され、これに対応して、加入しなければならないイー・モバイル社の通信プランの料金・契約解除料などが表示されておらず改善を求めた。(景表法4条1項2号)	広告掲載の際に、通信利用料金ならびに、契約解除料が発生することを付記する旨の回答を得、改善後の内容を確認し、協議終了。公表。

	事業者名 (業種)	公表年月日	申入れ等の概要	経過
⑨	日本野球 機構(興 行事業 者)	2010/11/15	試合観戦約款に、ホームランボール、ファールボール、その他試合又は練習行為に起因する損害等について、主催者はその責を負わない趣旨の規定があり、是正を申し入れた。(消費者契約法8条)	当該条項について、「主催者等の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない」との但し書きが付き、是正されたと判断し、協議終了。公表。
⑩	進学会 (学習塾)	2010/12/20 2011/2/28	進学会が運営している「東北大進学会」の受講契約は、特定継続的役務提供(学習塾)に該当することから、特商法に基づいた書面交付や契約解除の取り扱いを行うよう要請。	特商法にもとづく書面・諸規定等の整備を行う等の回答を受け、協議終了し、公表。その後書面の整備を確認し、あらためて公表。
⑪	ワールド アベニ ュー(留 学あっ せん業)	2011/1/14	「消費者都合による帰国等の場合、支払い済み費用を不返還とする規定」「申込金は理由の如何を問わず不返還とする規定」等の規定の是正を申し入れた。(消費者契約法9条1号) 勧誘に際し、高レベルな語学力を要することの説明が不十分な例があり、そのような勧誘行為の停止を求めた。(消費者契約法4条2項)	左記不返還規定は是正する。左記勧誘行為については、より丁寧な説明を行う。といった趣旨の回答を得、中間的に公表。是正後の約款を入手し、あらためて問題等ないか検討を行っている。

株式会社カーチスにおいて、自動車売買契約規定の 「契約解除時の違約金規定」や「再査定規定」等が改定されました！

株式会社カーチス（以下「カーチス」という）は、中古自動車の買取・売買の自動車流通事業を主に行っており、特に中古自動車買取事業では業界大手の事業者です。

このカーチスの「中古自動車買取契約における契約解除時の違約金や再査定の取り扱い」等に関する情報提供に基づき、カーチスの自動車売買契約規定や関係書面を検証した結果、「契約解除時の違約金規定」等の改定・改善を2010年2月12日付けで申し入れました。

その後、再申入れや面談協議等の結果、カーチスでは、当機構からの申入れ事項を真摯に受け止め、申入れ趣旨を踏まえた改定・改善が2011年4月1日付けで実施されました。

具体的な申入れ事項及び改善内容等は次のとおりです。

なお、今回の改定・改善実施にあたっては、カーチス・当機構双方で内容を確認した証として「合意書」の締結をすすめています。

1. カーチスへの申入れ等事項について

(1) 「契約解除における違約金規定（自動車売買契約規定第11条〈違約金〉）を適正な内容に訂正してください。

① 本条項は、貴社又は契約者（消費者）から契約解除した場合、契約者（消費者）に対し、貴社の実損に加え、違約金の支払いも求めるものとなっており、さらに貴社が要した実費・必要経費・得べかりし利益もあわせて請求できるものとしています。

- ② しかし、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項で設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効となります（消費者契約法第9条第1号）。
 - ③ したがって、貴社に生ずる平均的な損害を超えない範囲で損害賠償予定額又は違約金を定める等、適正な内容に訂正してください。
- (2) 売買契約成立後に、再査定を実施することとし（売主に契約成立後の再査定実施を同意させる）、再査定の結果によっては、代金支払い義務を負っている貴社が一方的に価格を変更（代金を減額）しうることとなる「自動車売買契約規定の第4条（査定及び再査定）と第6条（売買代金の支払方法）」を適正な内容へ是正してください。

2. カーチスからの回答内容（改定・改善内容）について

- (1) 契約解除時の違約金規定の改定（改定後の自動車売買契約規定第12条）について
- ① カーチスでは規定内容に関わらず、契約解除時の違約金は実損実費で請求している実態にあり、同実態にあわせた規定内容へ改定することが回答されました。
 - ② その上で具体的には、「定められた違約金表の金額を上限とし、実損実費を支払う（特段の事情のある場合を除く）」という内容へ改定・改善されました。
 - ③ また、あわせて実損実費の金額を再試算し、違約金表について「契約書面交付から本自動車引渡前までの契約解除における違約金上限額」を今回あわせて見直しました。
- (2) 再査定に関わる取り扱いの改定（改定後の自動車売買契約規定第4条・第5条）について
- ① 再査定とは、「あくまでも隠れた瑕疵等の確認のために実施する車輛検査である」という実態が説明・表明された上で、その実態にあわせ、申込者の誤解を招かないような規定内容へ改定することが回答されました。
 - ② 具体的には「再査定の表記を『再車輛検査』へ改め、その実施期限（7日以内）も明確化する」、また「当初の査定結果が契約者にも一定理解できるよう、当初査定時のチェック内容が明記できる契約申込書へ内容・様式を改善する」ものです。
- (3) その他の改善について
- 当初の申入れ事項とは別に、当機構とカーチスでの面談協議等の中で、カーチスでは自動車売買契約規定について、次の改定・改善も積極的に実施されました。
- ① カーチスが瑕疵の存在を知ったときの瑕疵担保責任の請求期限を「1ヶ月間（従来は3ヶ月間）」へ改定しました。（改定後の自動車売買契約規定第6条）
 - ② 契約申込者（売主側）の解除権は、「原則、契約後3日以内」と定められていましたが、「3日経過後も法令を根拠とした解除を妨げるものではない」という文言が追記されました。（改定後の自動車売買契約規定第14条）

★カーチスでは上記の全改定・改善を2011年4月1日から実施し適用開始しています。

以上

三井ホームエステート株に対する差止請求訴訟 第5回期日・説明会のご案内

当機構は2010年9月6日、三井ホームエステート(株)に対して差止請求訴訟を提起しました。

第5回期日が下記日時・場所で開催されます。本裁判に関しては消費者の関心が強いことを示す意味からも傍聴をお願い申し上げます。また、裁判終了後には、当方の代理人弁護士から裁判内容に関する説明会を開催します。

当日の傍聴・説明会の出席者数について、事前に人数を確認したいと思います。出席希望の方は「①所属②お名前③電話・メールアドレス」を事務局宛（メールsaitou@coj.gr.jp、FAX03-5216-6077）に、4月25日（月）までにご連絡ください。

<第5回期日>

日時：2011年4月28日（木）**午後4時30分～**

場所：東京地方裁判所民事第8部 601号法廷（※）

※東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎（法務省合同庁舎C棟）6階

<説明会>

日時：2011年4月28日（木）第5回期日終了後（午後5時ごろから）

場所：東京弁護士会 502EF会議室（弁護士会館5階）

※弁護士会館は東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎（法務省合同庁舎C棟）の横の建物です。裁判終了後、移動していただきます。